

[事案 2021-180] 成人病入院給付金支払請求

・令和4年5月10日 裁定終了

<事案の概要>

約款上の支払事由に該当しないことを理由に、成人病入院給付金が支払われなかったことを不服として、給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

右大腿骨外顆骨壊死により入院したため、平成26年4月に契約した医療給付金付定期保険および令和2年12月に契約した医療保険にもとづき、成人病入院給付金を請求したところ、約款で定める成人病が直接の原因ではないとして支払われなかった。しかし、右大腿骨外顆骨壊死は、白血病治療に使用したステロイド投薬によるものであり、白血病が直接の原因であるため、成人病入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本特約の約款では、成人病入院給付金の支払事由について、「対象となる成人病を直接の原因とする入院であり、かつ、成人病の治療を目的とする入院であること」と定めており、「右大腿骨外顆骨壊死」の直接の原因はステロイド投薬であって、白血病は間接的な要因ではあるが直接の原因ではないため、本入院は「対象となる成人病を直接の原因とする入院」とはいえない。
- (2) 本入院は、「右大腿骨外顆骨壊死」が治療目的の入院であり、「成人病の治療を目的とする入院」ともいえない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、治療の経緯等と和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院が約款上の支払事由に該当するとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。